

社会福祉法人甲有会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業をおこなう。

- 第一種社会福祉事業
 - 特別養護老人ホームの経営
- 第二種社会福祉事業
 - 老人短期入所事業の経営
 - 老人デイサービスセンターの経営
 - 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人甲有会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正におこなうため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上ならびに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努める。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供する。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を兵庫県神戸市東灘区に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任および解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を置き、評議員の選任および解任は、委員会においておこなう。

- 委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 選任候補者の推薦および解任の提案は、理事会がおこなう。委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 選任候補者の推薦および解任の提案をおこなう場合には、当該者が評議員として適任および不適任と判断した理由を委員に説明する。
- 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項および第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

（ 評議員の任期 ）

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（ 評議員の報酬等 ）

第9条 評議員は、無報酬とする。

第3章 評議員会

（ 評議員会の構成 ）

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（ 評議員会の権限 ）

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任または解任
- (2) 理事および監事の報酬等の額
- (3) 理事および監事ならびに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表および収支計算書）および財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画および収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担および権利の放棄）
- (11) 公益事業および収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

（ 評議員会の開催 ）

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（ 評議員会の招集 ）

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（ 評議員会の決議 ）

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が

出席し、その過半数をもっておこなう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもっておこなう。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議をおこなう。理事または監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

4 第1項および第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、評議員会の決議があったものとみなす。

（ 評議員会の議事録 ）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に署名または記名押印する。

第4章 役員および職員

（ 役員の定数 ）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とすることができる。

（ 役員の選任 ）

第17条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（ 役員の資格 ）

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事にはこの法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）および評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）ならびに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（ 理事の職務および権限 ）

第19条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長および業務執行理事は、毎会計年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（ 監事の職務および権限 ）

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、理事および職員に対して、いつでも事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

（ 役員の任期 ）

第21条 理事または監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事または監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

（ 役員の解任 ）

第22条 理事または監事が、次のいずれかに該当する時は、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反した、または職務を怠った時

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障がある、またはこれに堪えない時

（ 役員の報酬等 ）

第23条 理事および監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（ 職員 ）

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任および解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

（ 理事会の構成 ）

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（ 理事会の権限 ）

第26条 理事会は、次の職務をおこなう。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長および業務執行理事の選定および解職

（ 理事会の招集 ）

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けた時、または理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

（ 理事会の決議 ）

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）

の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べた時を除く。

(理事会の議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事および監事は、前項の議事録に署名または記名押印をする。

第6章 資産および会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産および収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 大阪府豊中市宝山町 82 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 6 階建特別養護老人ホーム ロココ豊中 1 棟 (5,849.09 平方メートル)・鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 専有部分の建物グループホームロココ (2 階部分 513.77 平方メートル)

(2) 兵庫県尼崎市口田中 1 丁目 160 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建地域密着型介護老人福祉施設 カラー尼崎 1 棟 (1,577.04 平方メートル)・コンクリートブロック造スレートぶき平家建 附属建物集塵庫 (8.20 平方メートル)

(3) 兵庫県神戸市垂水区小束台 868 番地 1134 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建特別養護老人ホーム エクレ小束台 1 棟 (5,292.43 平方メートル)・鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 附属建物ゴミ置場 (12.91 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産および収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産および収益事業用財産は、第 39 条に掲げる公益を目的とする事業および第 40 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに必要な手続きを取り、第 2 項に掲げる。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分しようとする、または担保に供しようとする時は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意および評議員会の承認を得て、兵庫県知事の承認を必要とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、兵庫県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 福祉医療機構と協調融資（福祉医療機構の福祉貸付がおこなう施設整備のための資金に対する融資と併せておこなう同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れる、確実な信託会社に信託する、または確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画および収支予算)

第33条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意および評議員会の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

（ 事業報告および決算 ）

第34条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受ける。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表および収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受ける。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
 - (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（ 会計年度 ）

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（ 会計処理の基準 ）

第36条 この法人の会計に関しては、法令等およびこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（ 臨機の措置 ）

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をしよう、または権利の放棄をしようとする時は、理事総数の3分の2以上の同意および評議員会の承認を要する。

（ 保有する株式に関する議決権の行使 ）

第38条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

第7章 公益を目的とする事業

（ 公益事業の種別 ）

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業をおこなう。

- (1) 介護老人保健施設の経営
- (2) 福祉研修事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意および評議員会の承認を要する。

第8章 収益を目的とする事業

（ 収益事業の種別 ）

第40条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業をおこなう。

- (1) 不動産賃貸業
- (2) 売電事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意および評議員会の承認を要する。

（ 収益の処分 ）

第41条 前条の規定によっておこなう事業から生じた収益は、この法人のおこなう社会福祉事業または公益事業（社会福祉法施行令/昭和 33 年政令第 185 号の第 13 条および平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散

（ 解散 ）

第42条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号および第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

（ 残余財産の帰属 ）

第43条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人ならびに社会福祉事業をおこなう学校法人および公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

（ 定款の変更 ）

第44条 この定款を変更しようとする時は、評議員会の決議を得て、兵庫県知事の認可を受ける。ただし、社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をした時は、その旨を遅滞なく兵庫県知事に届け出る。

第11章 公告の方法その他

（ 公告の方法 ）

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人甲有会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、または電子公告に掲載しておこなう。

（ 施行細則 ）

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任をおこなうものとする。

理事長 石川 資章

理 事	石川 靖子
理 事	平賀 真英
理 事	中谷 司
理 事	後藤 実
理 事	梅谷 進康
監 事	崎山 豊
監 事	生田 勇

附則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。